

旭地区

- 多世代交流の促進
- 隣近所のつながりづくり
- お互いを知るための情報発信

＼ こんなことをやっていきます！ ／

- ゴールを決めてステップアップできる取り組みを1年ごとに掲げ、フィードバックする。
- 既存の活動のつながりを生かし、情報共有や組み合わせにより、新たな交流をつくる。 など

西端地区

- 地域や住民を互いに知り、つながりをつくろう
- 無理せず楽しめる活動を続けよう

＼ こんなことをやっていきます！ ／

- ざっくばらんな井戸端会議など、負担にならない形で顔なじみの関係をつくっていく。
- 日ごろのやりとりの中で支援が必要な人を見つけたり、見守りをしていく。 など



概要版

へきなん地域福祉 ハッピープラン

第3次碧南市地域福祉計画
第5次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画

【令和3年度～令和8年度】



地域で築く つながり
支えあうまち へきなん



令和3年3月
碧南市
碧南市社会福祉協議会

へきなん地域福祉ハッピープラン

第3次碧南市地域福祉計画 第5次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画
概要版

発行：碧南市福祉こども部福祉課
〒447-8601 愛知県碧南市松本町28番地
TEL：0566-95-9884(直通)
FAX：0566-48-2940
Web：<https://www.city.hekinan.lg.jp/>



発行：社会福祉法人碧南市社会福祉協議会 地域福祉課
〒447-0869 愛知県碧南市山神町8丁目35番地
TEL：0566-46-3702(代表)
FAX：0566-48-6522
Web：<https://www.hekinan-shakyo.jp/>



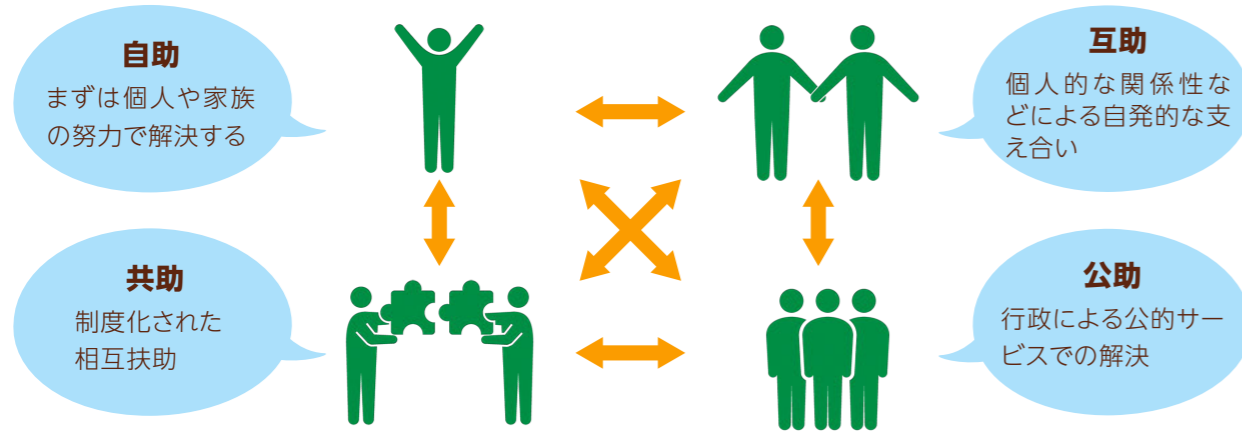
この概要版には、「音声コード(ユニボイス)」を各ページに貼付しています。携帯電話やスマートフォンで無償専用アプリをダウンロードすることで、スマートフォン等をかざせば自動で文章を読み上げてくれます。

地域福祉とは

地域の中で顔の見える関係をつくることや、ちょっとした見守り・手助けをすることも地域福祉!

これまで“福祉”は、高齢者や障害者、子どもなどの対象者ごとに分かれてサービスが提供されてきました。しかし、現代社会においては、誰もが普段の生活に不安や不便を抱える可能性があります。地域福祉とは、そういった課題を行政のサービスだけではなく、隣近所や地域、事業所が主体的に関わり合う中で解決していくことをいいます。

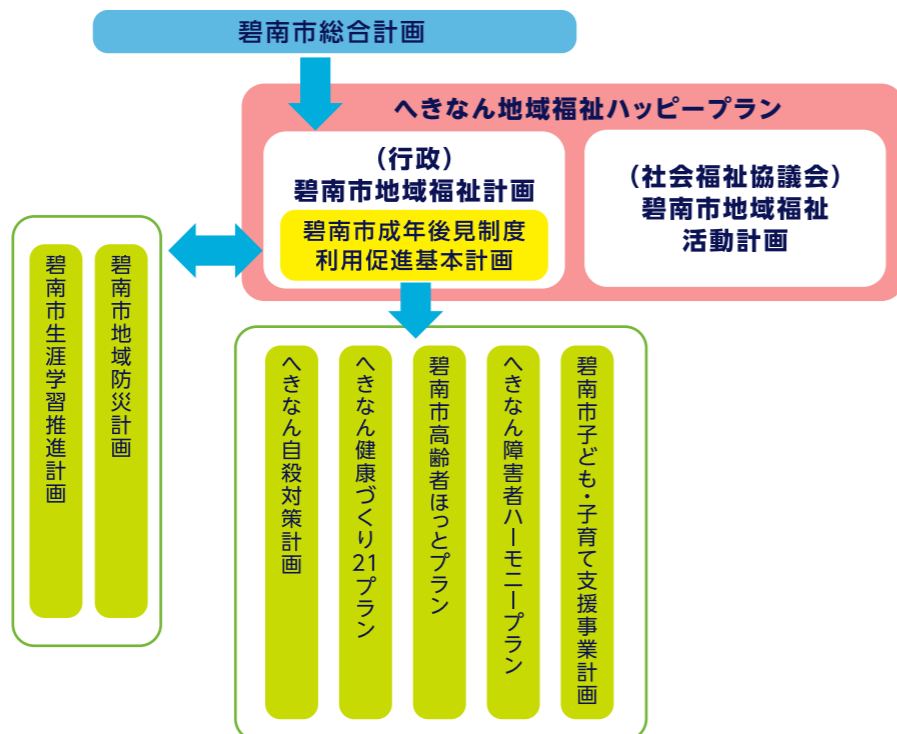
地域福祉を進めるためには、“自助・互助・共助・公助”の視点を持って、重層的に取り組んでいくことが大切です。



計画の位置づけ

へきなん地域福祉ハッピープランは行政が策定する「地域福祉計画」と社協が住民や地域の活動者などと協力して策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

本市の[総合計画]や他の福祉分野の計画と整合性を図ります。さらに[成年後見制度利用促進基本計画]も本計画に内包することとします。



新川地区

- “ふくし”への関心を持とう!
- 子どもや地域の方すべてに安全な暮らしを!

こんなことをやっていきます!

- “ふくし”(ふだんの暮らしのしあわせ)をわかりやすくPRする。
- あいさつ(おかえり)運動を広める。
- 少しのおせっかいのできる関係づくりを目指す。など

中央地区

- 地域のつながりづくり
- 災害時に支え合える地域づくり

こんなことをやっていきます!

- 町内会や地域福祉活動団体等の活動を周知し、地域とつながるきっかけをつくっていく。
- 子どもが遊べる場を通じて地域と交流できる機会をつくる。
- 防災について話し合う機会を設ける。など

大浜地区

- 世代を超えたつながり・助け合いを進める
- 自ら避難できない人への災害時支援

こんなことをやっていきます!

- ちょっとした困りごとへの支援を行う。
- 日常生活の中で助け合い、顔の見える関係をつくる。
- 気軽に楽しみながら防災に取り組めるイベントなどを実施する。など

棚尾地区

- 地域のつながりや関係性の希薄さと担い手不足の解消
- 情報発信力アップ!! 災害時に助け合える地域づくり

こんなことをやっていきます!

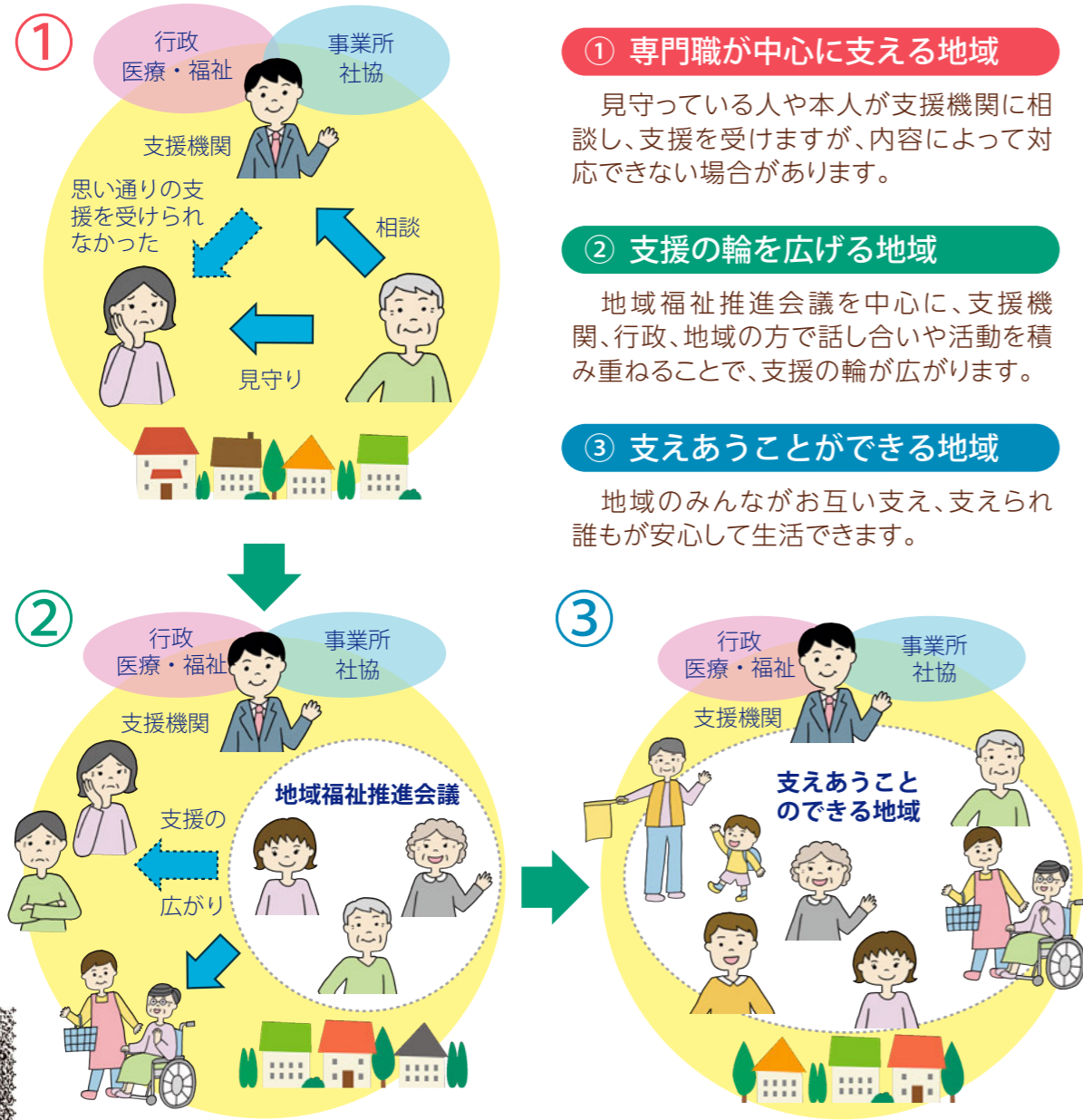
- “棚尾まちおこしの会”の活動や意義を発信する。
- 良い加減で活動できる方法を検討する。
- 地域への関心を高めるきっかけをつくる。など

地区別計画

地域福祉推進会議とは？

各地区の代表者（連絡委員、老人クラブ、民生委員児童委員、PTA、子ども会役員、青少年育成推進員等）や地域住民、行政や社協の職員が地域の課題をともに検討する場です。地域共生社会の実現に向けた”支えあうことのできる地域づくり”を目指し、近年では多世代交流の機会や地域のつながりづくり、地域での見守りなど、各地区の特色を活かした具体的な活動が展開されつつあります。

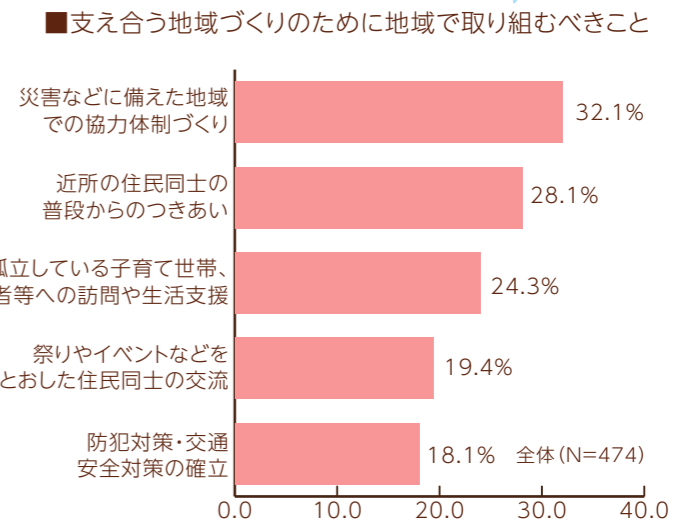
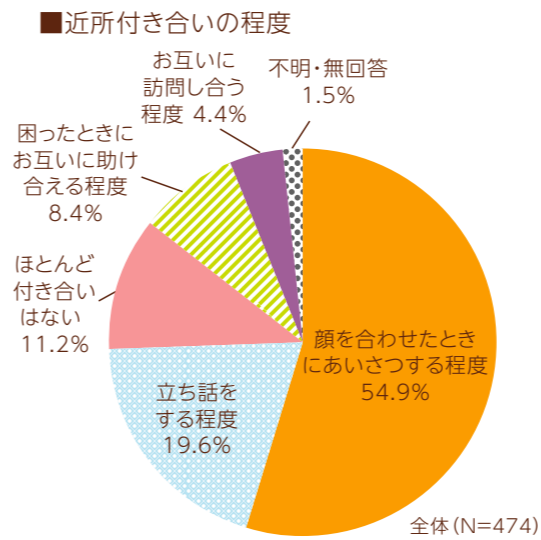
地域共生社会の実現に向けた”支えあうことのできる地域づくり”



碧南市の状況

近所付き合いの程度は、[顔を合わせたときにあいさつする程度]が最も高く、次いで[立ち話をする程度]となっています。

支え合う地域づくりのために地域で取り組むべきことは、[災害などに備えた地域での協力体制づくり]が最も高く、次いで[近所の住民同士の普段からのつきあい]となっています。



現状や課題

- ・地域活動の担い手が不足している。支援が必要な人に何をすればいいかわからない人、地域の課題がわからない人が多い。
- ・近所との関係の薄さが地域の課題となっている。団体等との連携や活動支援も必要。
- ・支援を必要とする世帯が増加。相談相手は家族や親戚が多く、地域や福祉の情報提供、孤立している世帯への支援が必要。

これまでの取り組みや成果

- ・ボランティア活動の支援やまちづくりに関する講座などを実施。地域では支え合う地域づくりの新たな活動もみられる。
- ・多世代交流や、声かけ運動などを推進。地域では、住民の交流を図る行事も検討されている。
- ・複雑化・複合化した生活課題に対応する権利擁護や防災・防犯対策、相談機関間の連携を推進。地域では、見守り体制について検討されている。

考察や今後の方向性

- ・地域への参加を増やすため、無理なく福祉活動へ意識を向けられる啓発や福祉教育が求められる。
- ・地域の活動団体の支援や、様々な分野のつながりを強め、気軽に声かけのできる地域づくりが求められる。
- ・地域で誰もが安心・安全に暮らすため、あらゆる困りごとへの対応、相談、支援につながる体制が必要。

基本理念と基本目標

本計画では、地域での活動や啓発などを地道に行い、地域住民の理解のもとで地域福祉を推進するため、前回計画の理念を引き継ぎ、次の通り基本理念を設定します。

～地域で築く つながり 支えあうまち へきなん～

基本目標1 福祉の意識の醸成と担い手の確保・育成

多様な方法で、地域福祉に関する住民の関心を醸成する働きかけや、地域福祉に携わる人材の確保・育成や活動の支援を進めます。

方向性1 福祉教育の推進と市民の福祉意識の向上 重点施策

- | | |
|---|---|
| 【行政】
・寄附や共同募金、地域の福祉団体の活動内容の周知の推進
・地域福祉への理解を深める講座等の実施支援
・実践的な福祉教育の推進 | 【社協】
・学校や地域における福祉教育等の推進
・寄附や共同募金等の推進 |
|---|---|

方向性2 地域福祉の担い手の確保・育成

- | | |
|--|--|
| 【行政】
・勉強会等の実施による地域福祉の担い手の確保・育成 | 【社協】
・勉強会等の実施による地域福祉の担い手の確保・育成
・中高生への福祉に関する体験学習の機会の提供 |
|--|--|

方向性3 ボランティア活動の促進・支援

- | | |
|---|---|
| 【行政】
・ボランティア養成講座などの実施の支援
・ボランティアに参加しやすい環境づくり
・地域住民やボランティアによる地域活動の運営支援 | 【社協】
・ボランティアに関心を持つ機会づくり
・ボランティア団体への支援と連携 |
|---|---|

基本目標2 地域の支え合いの仕組みづくり

イベント・行事や地域の拠点などを活用し世代間の交流促進や、地域活動の活性化を図ります。また、分野や所属を超えた地域のネットワークの構築を図ります。

方向性1 地域の関わり合いや交流の促進・居場所づくり 重点施策

- | | |
|--|--|
| 【行政】
・あいさつ運動等の取り組みの支援
・学校や生徒が交流できる行事の開催
・多世代の交流の促進 等 | 【社協】
・あいさつ運動等の取り組みの支援
・行事・イベント等を活用した多世代の交流の促進
・サロンなどの居場所づくりの推進 |
|--|--|

方向性2 地域活動の支援

- | | |
|---|---|
| 【行政】
・地域活動を行う団体の活動内容等の周知
・地域活動を行う団体へのわかりやすい情報提供
・住民による地域の課題把握、解決に向けた環境の整備 等 | 【社協】
・住民主体の課題把握や、必要なサービスの仕組みづくり
・コミュニティソーシャルワーカー等の配置 |
|---|---|

方向性3 多様な分野・組織の連携・協働の促進

- | | |
|---|---|
| 【行政】
・情報共有や課題解決のネットワークづくり
・就労や社会参加の場の確保や創出の支援
・地域活動を行う団体との支援ネットワークづくり | 【社協】
・地域活動を行う団体との支援ネットワークづくり
・地域の子育て、高齢、障害福祉に関する連携促進 |
|---|---|

基本目標3 安心・安全に暮らせる地域づくり

行政や社協、事業所等様々な機関が連携し、相談支援体制の充実や多様な支援・サービスの提供を図ります。また、住居や移動手段の確保、権利擁護の取り組み、防災対策及び防犯や見守りについても施策を推進します。

方向性1 相談支援体制の強化 重点施策

- | | |
|---|---|
| 【行政】
・庁内関係各課等と連携した相談支援
・生活困窮者への相談や情報提供
・自殺対策の連携した相談体制の充実
・再犯防止を支援する相談や理解促進 | 【社協】
・身近で総合的な相談窓口の充実
・市内の相談支援機関のサポート
・生活困窮者の把握や相談、就労や自立に向けた支援 |
|---|---|

方向性2 多様なサービスの充実と情報提供

- | | |
|--|---|
| 【行政】
・サービス情報のわかりやすい提供
・各福祉分野の要となる機関を通じた情報提供
・きめ細やかな利用者ニーズの把握 等 | 【社協】
・地域の子育てや高齢、障害福祉に関する情報の集約、発信
・社協だよりやホームページ等を活用した情報提供 等 |
|--|---|

方向性3 誰もが住みやすい環境づくり

- | | |
|---|----------------------------------|
| 【行政】
・移動や外出支援のサービスの提供
・公共交通機関の利便性の向上
・バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進 等 | 【社協】
・高齢者や障害者への移動支援の実施 |
|---|----------------------------------|

方向性4 権利擁護の推進

- | | |
|---|---|
| 【行政】
・権利擁護に関する制度の利用促進
・権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり、中核機関の整備
・虐待防止体制の整備 | 【社協】
・総合相談体制の充実及び成年後見制度などへつながるための支援
・権利擁護に関する講習会等の開催 |
|---|---|

〔一部を[成年後見制度利用促進基本計画]として位置づけています。〕

方向性5 地域ぐるみの防災対策の充実

- | | |
|---|--|
| 【行政】
・自主防災会と協力した地域での防災対策の支援
・見守り等を通じた災害時の支援促進
・地域の連携体制づくり | 【社協】
・地域と連携した防災知識の普及・啓発
・地域の連携体制づくり
・地域での防災活動の支援 |
|---|--|

方向性6 地域の見守り・防犯活動の推進

- | | |
|--|---|
| 【行政】
・地域の見守り活動や防犯活動の支援
・保護者への不審者情報の周知
・防犯に関する情報発信
・市内巡回パトロール活動の実施や、地域における防犯パトロールの支援 | 【社協】
・地域の見守り活動や防犯活動の支援
・防犯に関する情報提供 |
|--|---|

